

石垣島における学校図書館活動

—読書の自由と個人情報・プライバシー保護をめぐって—

山口 真也

1. 研究の目的・問題意識

沖縄県には、現在、小中高あわせて 520 を越える学校が設置されている。沖縄県の学校図書館の歴史を伝える文献は少ないが、戦後のアメリカ統治や独自の文化状況において、本土とは異なる発展を遂げたと言われており、特に、全県的な学校司書の配置状況は、他県に類を見ない高い水準を誇っている(表 1 参照)¹。2004 年 4 月より、学校図書館法によって司書教諭の配置が義務づけられたものの、全国的には、依然として、専任の図書館員(司書教諭、学校司書を問わず)を配置する学校は少ない。

専任図書館員の未配置という状況は、全国の学校図書館において、様々な問題を引き起こし、かつ、解決しなければならぬ問題を放置してきた。専任の図書館員が長く配置されてきた沖縄県の学校図書館活動を知ることは、全国の学校図書館活動が抱える問題を解決する上での重要な示唆が得ることになるはずである。

1990 年に、学校図書館問題研究会は「学校図書館の貸出をのばすために一のぞましい貸出方式が備えるべき 5 つの条件」と題する指針を公表している²。この指針の中では、他の館種と同様に、学校図書館においてもまた、「誰が何を借りているかは、プライバシーに関することであり、第三者に知られてはならない」という提案がなされているが、現実の学校図書館活動においては、読書記録、貸出記録に関するプライバシーはほとんど守られてない(あるいは問題視されてこなかった)という報告も存在する³。学校図書館の現場においては、児童生徒の貸出記録は、本人以外の第三者であるクラス担任等の教員によって、教育目的で、具体的には、読書指導や生活指導の資料として活用されていると言われているのである。2004 年度からの司書教諭の配置義務化によって、学校図書館と教員の距離はますます近づいていることを考えれば、今後、この問題はますます大きくなっていくのではないだろうか。読書記録、貸出記録に関するプライバシー保護のあり方について、沖縄県の学校図書館員はどのように考えるのだろうか。

筆者は、以上の問題について考えるために、2004 年 3 月より沖縄県の学校図書館関係者へ

表 1 沖縄県の学校司書配置状況

学校の種類	沖縄県	全国
小学校	98.2%	13.4%
中学校	98.2%	15.7%
高等学校	100%	73.0%
盲学校	100%	43.3%
聾学校	100%	21.3%
養護学校	57.1%	6.3%

¹ 『沖縄県教育年報』(平成 14 年版)、沖縄県教育庁企画室、2002 より作成

² 『学図』第 6 号、1990、p72

³ 渡辺重夫氏は、学校図書館界においてプライバシー保護の問題が論じられて来なかった一つの由として、学校図書館の施設、設備、人員の未配置を背景とした学校図書館活動の貧困さを挙げており、一部の文献におけるプライバシー問題への言及が、「プライバシーが問題になるほど、学校図書館は利用されていない」という支配的な見解によって封じ込められてきたことを指摘している。(渡辺重夫著「教育改革の視座としての学校図書館(III)」『日本私学教育研究所紀要』第 29 号(1)、1994.3、p303-304

の聞き取り調査を開始した。本稿では、8月に実施した石垣島の学校図書館員(15名)への聞き取り調査を中心に、本島の学校図書館活動との比較をふまえて、ここまでの調査結果を報告してみたい。

2. 問題点の整理—学校図書館におけるプライバシー保護の必要性

2.1 学校教育貸出記録の利用価値

図書館における自由な読書や自由な知的関心は、個人の内心の自由が守られるところに初めて成立するものである。よって、個人の内心が反映される(反映される可能性がある)貸出記録や閲覧記録等の読書記録が本人に無断で外部へと不用意に漏らされたり、本来の目的(公共物の管理という目的)以外に使用されたりすることは許されない。このことは、上記の「のぞましい貸出方式が備えるべき5つの条件」だけでなく、図書館員の役割を記した『図書館の自由に関する宣言』や『図書館員の倫理綱領』にも明記されている。利用者の秘密を守ることは、公共図書館のみならず(学校図書館も含めて)、全ての図書館において非常に重要な役割であると考えられている。

学校図書館は児童生徒の読書記録を様々な形で保有しており、例えば、貸出記録もその一つである。図書館が利用者から預かる貸出記録は、個人の内心を(ある程度)あらかず情報となるため、一般的には、高度なプライバシーとして、慎重に収集され、厳重に管理されなければならないと考えられる。具体的には、利用者から貸出記録を集める際には、貸出サービスを実施する上で必要最低限の情報のみを収集し、収集した情報については、記録の漏洩を防ぎ、不要になれば(資料が返却されたら)すぐに消去し、個人の評価やうわさ話などの材料とするなど、目的外にその記録を使用することを慎まなければならない。

しかしながら、学校図書館の場合は、教育機関の一部として学校施設の内部に設置されており、公共図書館や大学図書館とは異なり、設置主体との関係も非常に緊密である。しかも、学校図書館が管理する貸出記録というものは、それが児童生徒の興味関心を反映する情報であるがゆえに、学校教育上、様々な利用価値を持つとも考えられる。つまり、学校図書館の場合は、公共図書館や大学図書館に比べて、貸出記録を利用者のプライバシーとして保護することが難しい状況にあると考えられるのである。

学校教育における貸出記録の利用価値は、大きく2つに分けることができる。第一に、読書指導を熱心に行う教員(主にクラス担任)にとっては、児童生徒個人の読書意欲(貸出冊数)、読書傾向(読書の偏りや遅滞、早熟さ)、読書能力(読解力)を把握する上で便利な資料となりうると考えられる。過去の学校図書館関係文献を遡ると、例えば、滋賀県甲賀郡水口町立水口中学校の活動報告では、読書に問題を抱える生徒への指導において、「不読生徒のうち、図書館の貸出カードにより厳選し、さらに多読生徒の中からも問題傾向を持つ者を選び、読書相談表を作成して、学級担任にも協力を求め、個別相談に乗りだした」という実践例が紹介されている。同じ

ような実践は他の文献においても数多く紹介されており⁴、ある時期までは、学校図書館が管理する「個人カード」(帯出資料のタイトルが個人ごとに掲載されている：図1参照)が、読書指導のための指導資料として積極的に活用されてきたことが分かるだろう。

貸出記録は、「読書(指導)」という図書館にとっての隣接領域において使用されるだけではない。終戦直後の学校図書館設立運動では、読書指導を生活指導と結びつけて、読書を通じた心の指導を提唱する運動が展開されたが、その運動の過程において、読書の記録を生活指導に積極的に利用しようという動きが現れるようになる。学校図書館には、悩みの本(いじめられた時に読む本、失恋した時に読む本など)や性教育の本なども所蔵さ

れている。こうした資料を借りたという記録は、児童生徒個人の興味関心や心の変化を理解するための材料にもなりうるという考えもあり、例えば、1970年に発表された文献では、学校図書館が管理する個人カードを通じて、「この子は、こういう問題につきあたっているのかなとか、ああ、この社会の問題のこのところを考えようとしているなというふうに、顔は知らないけれども、一枚のカードから、精神発達史がうかがえ、(中略)興味を持ってそれを読もうとする」ことが「図書館の存在意義」であるという考えが提案されている⁵。他の文献においてもこうした考えは数多く展開されており、学校図書館が管理する貸出記録は、読書指導だけでなく、生活面での指導に責任をもつクラス担任にとっても、児童生徒の興味関心、心の変化を理解するための材料としての利用価値を持っていることが分かる⁶。



図1 沖縄県内で現在も使用されている個人カード(小学校高学年用)

2.2 個人情報保護の原則に基づく貸出記録の望ましい管理・利用方法

図書館が貸出記録を利用者から集める理由は、一般的に「公共物の管理」にあると考えられる。誰がどのような資料をいつまで借りているか、という情報は、個人の内心を反映する個人情報的一种であり、個人情報保護の原則に従えば、本来は安易に(必要以上に)集めるべきではない。しかし、図書館は、利用者の個人情報、プライバシーを保護すると同時に、公共物である資料を管理する責任を負うことから、貸出サービスをつつがなく実行するために、帯出者氏名と帯出資料のタイトル、返却期日に関する情報を一時的に預からなければならない立場にあ

⁴ 堀昭三著「レファレンスの徹底化」『学校図書館』317, 1977.3, p28 他の文献については拙著「戦後学校図書館文献にみるプライバシー意識—昭和20年代—昭和30年代を中心に—」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』8巻1号、「学校図書館文献(1965~1989)にみる「図書館の自由」」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』9巻2号参照

⁵ 鈴木英二・深川恒喜・大西昭・黒沢浩・芦谷清・大田堯談「座談会 学校図書館の理念を探る」『学校図書館』231, 1970.1, p27

⁶ 他の文献については、上記文献の他、拙著「生活指導の一部としての読書指導」論--昭和20年代学校図書館文献を中心に『沖縄国際大学日本語日本文学研究』7巻2号参照

る。つまり、図書館が利用者から預かった貸出記録は、本来はこうした目的の下に集められたものであり、それが個人の内心を知るための情報となりうるとしても、「公共物の管理」という本来の目的以外に貸出記録を使用することは、個人情報保護の原則から考えれば明らかにルール違反となるのである。

とはいえ、学校は児童生徒を教育する機関であり、クラス担任等の教員は、児童生徒に関して貸出記録よりももっと生々しい(直接的な)個人情報、プライバシーを保有している。そして多くの児童生徒は教員に自らの情報を数多く知られていることを察知しつつも、そのことに対して反発を感じることは少ない(許容している)。こうした状況を前提とすれば、児童生徒は、自己の情報についてはある程度、教員に知られていることを予期しているという考えも成り立つ。あるいは、貸出記録を目的外に使用することが問題であるならば、学校図書館では、貸出記録を生活指導、読書指導のために活用することをあらかじめ児童生徒に開示して、貸出記録を集めればよい、という意見も成り立つだろう。児童生徒の貸出記録が、その利用者とは何の関わりも持たない不特定多数の第三者に知られることと、信頼を寄せる教員に知られることは別に考えることもできないわけではないように思われるのである。

しかしながら、ここで注意しなければならないことは、学校図書館による外部教員⁷への貸出記録の開示は、児童生徒にとっては、信頼を寄せる人物への開示だけでなく、自己の「評価者」への開示をも意味しているということである。生活指導や読書指導の実質的な担当者は主にクラス担任であり、彼らは児童生徒を評価する立場にある。仮に、児童生徒が自己の貸出記録が教員の監視下にあることを察知すると、学校図書館では教員には知られたくないような資料は借りられなくなるか、教員に良い評価を得ようとして興味のない資料を借りるようになるか、ひどい場合には、学校図書館を利用しなくなる可能性がある。いかなる信頼関係がそこにあるとも、児童生徒が自己の評価者である教員に対して少しでも良く思われたいと考えるのは当然である。つまり、教員から少しでも良い評価を得ようとするあまり、児童生徒の学校図書館での読書行為は歪められてしまうおそれがあるのである。意識的に以上のような行動をとる利用者は少ないかもしれないが、評価者の視線によって、無意識の内に、利用者がその読書の方向を歪めてしまうおそれは十分にあり得る。こうした可能性がある限り、やはり、読書の自由、知る自由を保障するために存在する図書館では、貸出記録

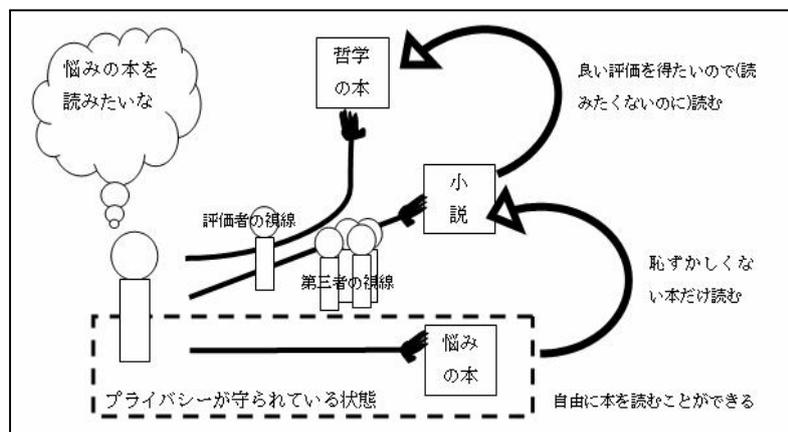


図2 読書の方向が歪められていく過程

⁷ ここでは学校図書館業務・運営とは直接的な(日常的な)関わりを持たない学校内の教員と定義する。

は第三者、特に自己を評価する立場にある人物には知られてはならないということになる(図2参照)。

もちろん、学校教育においては、個人の読書状況をどうしても把握する必要があるかもしれない。しかし、そのことは、学校図書館が貸出記録をクラス担任等へと提供しなければならない絶対的な条件にはならないはずである。仮に、クラス担任が児童生徒個人の読書内容を知りたいのであれば、彼らは、図書館の貸出記録に安易に頼るのではなく、読書ノート指導や「声かけ」等を通じて、児童生徒の自己申告に基づく情報を入手すればよいのである。『図書館の自由に関する宣言』の解説には、保護者からの記録の開示に対して、「親子間の信頼関係により解決するほかなく、一般的には「どうぞお子さんから直接お聞きください」と答えるのが適切」であるという考えが記されている⁸。対応は保護者でもクラス担任でも基本的には同じであり、そもそも、児童生徒と教員との間に、記録を見られても問題が生じないほどの信頼関係があるのであれば、個人カード等を使って確認する必要はないとも考えることができるだろう。

『図書館の自由に関する宣言』の解説では、「読者である児童・生徒の立場にたてば、独立した人格を持っているのであるから、何を讀んだかを図書館員以外の教員に知られることを好まないこともあろう」と指摘されている⁹。図書館研究者の中でも、貸出記録は、「図書館資料を適切に管理するため」の記録であって、「利用者という人を管理するため」の記録ではないという意見や¹⁰、貸出記録が「自分に対する判断の根拠となったり、指導資料ともなると分かれば、本来の読みたい資料を借りるという行為そのものが歪められることもあり得るだろう」¹¹と指摘する意見もある。

図書館が管理する貸出記録は、指導資料として便利な記録ではあるが、読書ノート指導の不足や児童生徒とのコミュニケーション不足等の「教育実践の手抜き」を学校図書館が自らの存在意義を否定してまで肩代わりする必要はない。基本的には学校図書館の貸出記録は、教育、評価とは切り離して管理するべきであると考えられる。

3. 学校図書館におけるプライバシー保護の現状に関する調査

3.1 調査・分析の方法

以上のように、「読書の自由」を保障するという視点に立てば、貸出記録は、そこにどのような教育的価値があるとしても、目的外には使用してはならないということになる。しかし、こうした考えは、あくまでも図書館学の視点からみた考えであり、学校教育の現場において、果たして通用するのか、という問題が残る。日々、学校図書館の業務に関わる人々は、貸出記録

⁸ 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『『図書館の自由に関する宣言』1979年改訂』解説』日本図書館協会, 1987, p38-39

⁹ 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『『図書館の自由に関する宣言』1979年改訂』解説』日本図書館協会, 1987, p31-32

¹⁰ 渡辺重夫著「個人情報保護と学校図書館—プライバシー権と結びつけて(2)」『学校図書館』492, 1991.10, p67-69

¹¹ 塩見昇著「プライバシーの尊重」『学校図書館』507, 1993.1, p30-31

の教育的利用を前提とした目的外使用という問題についてどのように考えるのだろうか。

筆者は、以上の問題意識をもとに、2004年3月以降、断続的に沖縄県中南部を中心に学校図書館員68名への聞き取り調査を実施した¹²。この調査結果をもとに、8月に実施した石垣島調査における15名の学校図書館員の意見に注目し、本島との比較をふまえて、貸出記録の教育的利用に関する考えを報告してみたい。

3.2 調査結果と分析

3.2.1 貸出記録の読書指導目的での使用について

沖縄県では全校的に読書指導に取り組む学校が多い。沖縄県の場合、本土との国語力格差を考慮して、古くから(昭和40年代からとも言われる)朝の読書活動やボラ

ンティアによる読み聞かせの実施、貸出目標冊数の設定、など学校全体での読書指導を盛んに行ってきた経緯があると言われており、現在も、(週ごとの回数は異なるものの)ほぼ全ての小中学校で、また、高校の一部でも朝の読書活動が導入されている¹³。表2からも分かるように、沖縄県の小中学校では、1人あたり年間貸出冊数が増加傾向にあり、図書館利用が、児童生徒の学校生活の中でしっかりと定着している様子が分かる。インタビュー調査の結果、こうした熱心な指導状況を背景として、学校図書館が管理する貸出記録は、小中学校を中心に、児童生徒の読書実態の把握を目的として、つまり、貸出記録の本来の目的とは無関係に使用されていることが明らかとなった。

読書指導に関する目的外使用の例をまとめると、第一に、クラス担任への個人貸出記録の定期的な提供と評価資料としての活用、それに伴う、通知表を介した保護者への貸出記録の公表が挙げられる。本島には、自治体が異なる学校、私立の学校もあるため、数値には差異がみられたが、石垣島の学校図書館では(確認出来た範囲では)、高校を除いて、いずれも100%の実施率となっており、石垣島全域の小中学校において、読書指導のための貸出記録の活用が制度化されていることが分かる。

表2 沖縄県の読書指導状況

学校の種類	朝の読書実施率	1人あたり年間貸出冊数
小学校	99.6%	114.8冊
中学校	99.4%	34.6冊

目的外使用の問題 (*未確認、「分からない」を除く実施率)	本島			石垣島		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
1) クラス担任による定期的な個人読書量の把握	100%	95.2%	25%	100%	100%	0.0%
2) 通知表への貸出記録の記載と保護者への公表	100%	76.6%	0.0%	100%	100%	0.0%

¹² 職務の内訳は、学校司書(事務職員)47名、司書教諭5名、アルバイト1名。調査対象地区の内訳は、浦添市16、宜野湾市13、那覇市11、沖縄市3、北谷町3、具志川市2、与那城町2、糸満市2、勝連町1。石垣島は、学校司書13名、司書教諭2名

¹³ 「朝の読書」など全校一斉の読書活動は小学校、中学校ともに、実施していない学校はいずれも1校だけ。実施頻度をみると「ほぼ毎日」と「週に数回」を合わせると小学校が195校(70.9%)、中学校が141校(87%)となっている。(『琉球新報』2004年10月22日)

以上のように、学校図書館の貸出記録は学校内において外部教員と共有されており、厳密には、個人のプライバシーとしては保護されていない。ただし、上記の 1)、2)の指導過程で報告される情報は主に貸出した回数、つまり冊数が主であり(石垣島の学校図書館では全て冊数のみ提供している)¹⁴、貸出資料のタイトルを伝える習慣は今のところ確認できない。よって、現実には読書の自由を侵害する要因としては、それほど大きなものとはならないのかもしれない。しかし、読書指導に熱心な教員であれば、多読者(厳密には貸出回数の多い利用者)全員が優良な読者とは考えないはずであり、当然、どのくらい読んだか、ということよりも、何をどう読んだのか、という情報、つまり、個人の読書傾向に興味関心をもつようになると考えられる。インタビューでは、日常的な図書館業務とは直接的な関わりを持たないクラス担任等の外部教員から、読書指導を目的として、具体的なタイトルを含む記録開示を求められた経験があるかどうかを確認した。その結果、「経験がある」と回答した図書館員の数は、本島の全体平均で 36.1%、石垣島では 40.0%という結果となった。冊数の報告と比べれば、その比率はかなり低くなるが、問題が存在しないわけではないことが分かるだろう。

目的外使用の問題 (*未確認、「分からない」を除く実施率)	本島			石垣島		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
3) 読書指導を目的としたタイトルを含む貸出記録の開示(求められた経験があるか?)	35.7%	38.1%	0.0%	28.6%	66.7%	40.0%

では、具体的には、クラス担任等の教員から、どのような状況において、学校図書館員は貸出記録を求められるのだろうか。各学校における事例を大きく分けると以下ようになる。

- 1) カウンターに置かれたカードボックスの個人カード(書名が記載)の無断参照(カード式の図書館の場合：図 3 左)
- 2) 館内に置かれた個人貸出カードを使った、コンピュータ内の貸出記録(貸出状況)の無断参照(図 3 左：明確な指導計画に基づく行為というよりも、「興味本位と感ずることが多い」という意見が多数を占めた)



図 3 カウンターの専用ボックスに設置された個人カード(左)と個人貸出カード(右)/クラス担任等の教員が自由に手に取り、帯出資料のタイトルを確認できる。

- 3) 日常会話の中での利用者個人の読書傾向に関する質問(「最近、あの子、よく図書館に行っているみたいですが、どんな本を読んでいますか?」)

¹⁴ 数は少ないが、分類別に冊数を集計して報告する学校図書館もある。

- 4) 個人またはクラス全体の読書意欲を喚起するための個人の読書傾向に関する質問（難しい内容の本にチャレンジしている児童生徒の貸出状況を調べ、個別に声をかけることで個人の読書意欲を高めるとともに、クラス全体に知らせ(みんなの前で誉め)、クラス全体の読書意欲の伸張する／読書好きな子どもは他の場面でなかなか誉めてもらえないため、効果が大きい)

3.2.2 貸出記録の生活指導目的での使用について

次に、生活指導を目的とした貸出記録の利用状況について調査結果をみてみよう。下表は、生徒理解のための資料として、貸出記録の提供をクラス担任等から求められた経験の有無を確認したものである(提供したかどうかは問わない)。読書指導目的の場合とは異なり、日常的な記録提供の事実は確認されなかったが、勤務経験の長い図書館関係者を中心に「過去に数回、経験がある」という回答があり、この問題もまた確かに存在することが分かる。

目的外使用の問題（*未確認、「分からない」を除く実施率）	本島			石垣島		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
4) 読書指導を目的としたタイトルを含む貸出記録の開示(求められた経験があるか?)	38.1%	17.4%	16.7%	33.4%	0.0%	40.0%

クラス担任等の教員が貸出記録、読書記録を求める目的は以下のように様々である。

- 1) 最近、様子が変わった子ども、悩んでいる様子がみられる子どもの内面を知るため(「何か、悩みの本を読んでいないか?」)
- 2) 思想的な偏り(死への憧れ等)のある生徒が普段なにを読んでいるかを知るため(「思想家、宗教家の影響を受けているのではないか?」)
- 3) 図書館登校の生徒(不登校・問題行動(拒食症・性的な問題・自傷傾向など)の生徒)の心理状態を確認するため(利用後にクラス担任や養護教員から館内での様子や利用した資料の内容を確認されることもある)
- 4) 生徒が何に興味があるのかを的確に把握し、進路指導に役立てるため(生徒は自分の好きなこと、興味のあることをうまく言葉で表現できない場合もあり、なかなか心を開いてくれない生徒もいる)
- 5) 子どもとの会話のきっかけにするため(子どもが好きな本を調べ、コミュニケーションの糸口として「〇〇読んだことある?」と声をかける)
- 6) 公衆道徳を指導するため(返却本が故意に破損、教室内や部室内に放置されていた場合に、「指導したいので帯出者を教えてほしい」と言われる)

3.2.3 読書指導を目的とした貸出記録の教育的利用についての図書館員の意識

以上のように、外部教員から貸出記録を目的外に使用したいという要望は、石垣島の学校図

書館においても確かに存在する。では、現場の学校図書館員は、貸出サービスとは無関係に外部教員へと貸出記録を提供することについてどのように考えているのだろうか。インタビュー調査では、貸出記録の保護が読書の自由を実現する要素であることを説明した上で、読書指導や生活指導など、教育目的な利用を前提とした貸出記録の開示要求への対応について確認したところ、以下のような結果となった。

読書指導目的で貸出記録を求められた場合の対応(*未確認を除く比率/網掛けは回答率の高い選択項目)	本島			石垣島		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
1) 全ての情報を提供する(「せざるを得ない」を含む)	53.8%	92.9%	100%	100%	100%	0.0%
2) 読書傾向のみ提供する(できるだけタイトルは伝えない)	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
3) 本人に確認の上、提供する(「せざるを得ない」を含む)	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4) 拒否する(「拒否したい」を含む)	15.4%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
5) 分からない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%

まず、読書指導を目的とした貸出記録の開示要求に対する意見をみると、開示する情報の内容に違いはあるものの、大半は「提供する」という意見であり、石垣島の高校を除いて、クラス担任等からの要求を明確に「拒否する」という回答は一部にとどまっていることが分かる。上述のように、読書の自由はプライバシー保護の上に成り立ち、読書指導のための記録は、本来であれば、安易に貸出記録に頼らずに、読書指導を行う者が、児童生徒の自己申告の記録(読書ノート)によって集めなければならないと言われている。インタビュー調査ではこうした図書館学の理念をふまえて意見を確認しているが、やはり大半は、書名を含む全ての情報を「提供する」あるいは「提供せざるを得ない」と回答している。では、なぜ「提供する(せざるを得ない)」という考えになるのだろうか。石垣島の学校図書館員の意見を中心にまとめると以下のようになる。

- 1) 大半の子どもは、読書内容を教員に知られることを特に不快には感じていないのではないかと。例えば、小学校低学年の児童に対しては、学校図書館から借り出した資料について、教員が「この本はまだ君には難しいから交換しておいで」と声をかけるなどの光景が日常的にある。また、最近性は教育や心の教育が推進されていることも影響して、利用者は、悩みの本や性の本も驚くほどオープンに借りていく。貸出記録=プライバシーであることは理屈では理解できるが、現実のサービスにおいては、それほど厳密に対応しなくてもよいと思う。特に、低学年の場合は、プライバシーを保護することよりも、指導資料としての必要性の方が重要である。
- 2) 読書指導では、自己申告に基づく記録を使うべきであるとしても、現代の子どもたちは、読むことと書くことを同期させると、読書を嫌いになるため、現実には読書ノート指導は難しい。また、小中学校では、クラス担任は大変多忙であり、個別の指導は難しい。

読書指導において学校図書館が管理する貸出記録は大きな価値を持っており、現実的な代替案がない限り、クラス担任へ提供する方がよい。

- 3) 読書指導は主にクラス担任の役割であり、教育のプロである教員が「教育指導上、貸出記録が必要」と要請してくる場合に、教育のプロではない図書館員が断るべきではない。興味本位での要求であればもちろん断るが、指導資料として貸出記録が必要不可欠であると判断できる場合には、むしろ提供するべきである。
- 4) 年齢によっては読書に秘密を感じる子どももいるかもしれないが、読書指導上どうしても記録が必要であれば、記録を提供したことをその子どもに知られないように配慮するという方法もある。記録をただ渡すだけでなく、直接、「〇〇を読んだってね」と声をかけないようにして欲しいなど、デリケートに扱うように教員に伝えればよい。こうした個人に関する情報の取り扱い、教育の現場ではよくある。
- 5) 学校図書館の資料は教員によって選択されており、「読書＝秘密」とやたらにマイナス思考に考えるのはどうか。悩みの本でも、性教育の本でも、自由に借りられるのが図書館の本来の姿であり、そうした本でも恥ずかしいと思わずに借りられるようにすべきである。学校図書館員の働きかけによってそうした雰囲気を作れば、クラス担任による読書指導のための活用にも問題はなくなる。
- 6) いくら貸出記録がプライバシーであると言っても、公共図書館とは異なり、学校図書館の利用については、児童生徒自身も、自分の読書が全て伏せられているとは思っていないのではないかと。学校図書館内での行動は、ある程度、教員に見られていると预期している部分もあるように思う。学校図書館では、利用者同士で他人の記録を見ることができないようにするなど、基本的なところをおさえればよい。「読書の自由」ということを考えれば、躊躇はあるが、学校図書館では、読書指導のための貸出記録の提供は仕方ないと思う。

3.2.4 生活指導を目的とした貸出記録の教育的利用についての図書館員の意識

次に、生活指導目的での貸出記録の開示要求についての意見を確認してみよう。貸出記録には生徒理解のための資料としての利用価値があることは既に述べたが、読書指導目的の場合の対応と比較すると、書名を含まない(読書傾向までとする)制限付き提供、または「拒否する」という意見が増加していることが分かる。つまり、目的外使用については、読書指導目的による要求の方が受け入れやすく、生活指導目的に対しては全ての情報を提供することに対する抵抗があると考えられる。

生活指導目的で貸出記録を求められた場合の対応(*未確認を除く比率／網掛けは回答率の高い選択項目)	本島			石垣島		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
1) 全ての情報を提供する(「せざる	77.8%	59.1%	40.0%	66.7%	66.7%	80.0%

を得ない)を含む)						
2) 読書傾向のみ提供する(できるだけタイトルは伝えない)	0.0%	9.1%	20.0%	16.7%	33.3%	0.0%
3) 本人に確認の上、提供する(「せざるを得ない)を含む)	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4) 拒否する(「拒否したい)を含む)	5.6%	31.8%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%
5) 分からない	5.6%	0.0%	20.0%	16.7%	0.0%	0.0%

しかしながら、ハードルは高くなっているものの、完全に「拒否をする」という考えはやはり一部に留まっており、書名を含むか否か、という部分には違いはあるが、読書指導目的の場合と同様に、何らかの情報を提供しなければならないとする意見がここでも根強く存在している。インタビュー調査によると、多くの学校図書館員は、貸出記録に子どもの心が完全に投影されるわけではないため、生徒理解のために貸出記録を使用することには基本的には反対としつつも、教育のプロであるクラス担任等から指導のためにどうしても必要と言われた場合には提供せざるを得ない(完全にシャットアウトすることは難しい)と考えているという。では、貸出記録をなぜ提供せざるを得ないのか。石垣島の学校図書館員の意見を中心に、生活指導目的での貸出記録の利用に対する意見をまとめると以下のようなになる。

- 1) 不特定多数が利用する公共図書館の場合は、提供した貸出記録を相手がどのように利用するか分からないが、学校図書館では記録を提供する相手は教員に限定される。クラス担任は児童生徒にとって「親代わり」のような人物であり、そうした人物が入手した情報を悪用するはずがなく、その子どもをよい働きかけを行うための資料になることは明白である。こうした前提に立てば、貸出記録を隠す理由はないとも考えられる。
- 2) 学校では、問題行動を引き起こすような子どもについては、1人の教員が問題を抱え込むのではなく、その子どもの情報を「共通理解」し、教職員全員で問題解決に取り組むという体制になっている。学校図書館が学校内の機関である限り、図書館利用に関する児童生徒の情報を完全に伏せることは非常に不自然である。
- 3) 第三者への記録の伝達が読書の自由を侵害するのであれば、教員との記録の共有を前提としてプライバシーを保護する方法もある。例えば、①クラス担任のみに提供する、②プリントアウトしない、③プリントアウトする場合は用が済んだらすぐに廃棄してもらう、④記録を伝えたことが児童生徒に伝わらないように強く口止めした上で提供する、といった工夫を行えば、実際には、読書の自由が侵害されることはない。他の教育の場面ではこうした方法が採られることが多く、厳密には学校内で図書館と他の部署について外部と内部の線引きは不可能である。
- 4) 学校内での教育の取り組みを考えると、教員からの要求を断ると、信頼関係が壊れる恐れがある。現実の図書館活動は教員との協力活動の上に成り立っており(教員に頼っており)、教員の要求を断るといろいろな面で図書館運営が難しくなる。
- 5) 本来であれば、行動面に心配な要素のある児童生徒には、図書館員自らが働きかけを行

うべきなのかもしれないが、図書館員は1人であり、子どもたちは何百人もいる。特に学校司書は事務職員であり、生活指導の知識、技術を持たない。1人で対応できないのであれば、当然、クラス担任との協力が必要となってくる。

- 6) 読書の自由を侵害するとしても、非常勤職員の立場で、または年齢の若い図書館員が長い教育経験を持つ年配の教員の要求を断ることは難しい。また、クラス担任の要望を断った(断ることができた)場合でも、管理職からの命令には従わざるを得ない現実がある。児童生徒のプライバシーを保護したくても、学校の命令系統の中では、管理職の指示を拒む抛り所となるものがない。
- 7) 本来は貸出記録を目的外に使用する場合には、本人の了解を取るべきである。ただし、生活指導の問題は緊急を要することもあり、場合によっては、柔軟な対応も必要となるのではないか。子どもたちがクラス担任への記録の提供を知った場合でも、公共図書館とは違い、学校図書館では利用者との距離が近いので、事後のフォローも不可能ではない。「あなたのためを思っただけの行動だった」ということを伝えれば、子どもは学校図書館から離れていくことはない。潔癖すぎて、図書館活動や教育活動が衰退しないようにしなければならない。

4. 結論—貸出記録の目的外使用に関するガイドライン作成の提案

以上のように、石垣島の学校図書館員も含めて、読書指導、生活指導を問わず、貸出記録の教育的な利用については、学校教育の現実を考えると、完全に否定することはできないという意見が大半を占めている。

しかし、読書の自由を守ることは、学校図書館が図書館である限りにおいて、その重要な役割の一つであり、さらに、自由な知的関心の保障が、自由な学問の前提になることを考えれば、学校図書館が読書の自由を保障することは、「知る自由」だけでなく、児童生徒の学習権にも関わる重要な役割とも解釈できる。現場の図書館員の意見は大変大きな示唆を含むものであるが、筆者は、現実的な問題や既成事実に押し流されることなく、図書館の理念をふまえた上での慎重な議論、再検討がやはり必要になるのではないかと考えている。貸出記録の教育目的での利用を完全に否定できないとしても、そのことが目的外使用を全て肯定することにもならないはずである。ならば、学校図書館員は、貸出記録の目的外使用という問題に対して、どのような対応をとればよいのだろうか。本問題に対する石垣島の学校図書館員の役割として、筆者は、以下の3点を提案したい。

4.1 外部教員へ理解を求める・貸出記録の返却時の消去

第一の提案は、学校図書館における読書の自由と、貸出記録の保護の必要性について、外部の教員に対して理解を求めるということである。貸出記録を読書指導目的で定期的に使用していることから分かるように、多くの教員は、貸出記録がプライバシーであり、その保護が読

書の自由を実現する条件であることを深く理解していないように思われる。例えば、公立図書館では、入り口に『図書館の自由に関する宣言』を掲げるところが多い。学校図書館内にも宣言を掲げ、日々の図書館活動の中で、外部教員を含めて利用者に広くアピールすることが必要なのではないか。

第二の提案は、貸出記録を返却時に消去するということである。上述のように、貸出記録とはそもそも公共物を管理するために、図書館が利用者から預かった個人情報である。とすれば、貸出記録というものは、公共物の管理という本来の目的を果たした後、つまり資料が返却された時点において、図書館にとって特に必要のない情報となるはずである。公共図書館の多くは、資料が返却された時点で貸出記録を消去し、事後に起こりうる貸出記録をめぐる様々なトラブルを回避するという対応をとっている。インタビュー調査によると、学校図書館員の多くは、読書指導や生活指導の資料として貸出記録を提供せざるを得ないという気持ちはあるが、積極的に提供すべきであるとする意見は少ない。読書指導や生活指導のために、個人の貸出記録を残しておくという発想がないのであれば、貸出記録は返却時に消去し、外部教員からの開示要求については、「記録が残っていないので答えられない」と対応する方法が望ましいのではないだろうか。

4.2 第三機関に判断を求める

しかし、外部教員に理解を求め、記録を返却時に消去しただけでは、この問題は解決しない。第一に、返却時に記録を消去しても、貸出中の記録は公共物の管理という目的上、どうしても図書館内で管理しなければならない。貸出中の記録を求められた場合にどのように対応すればよいか、という問題が残る。第二に、緊急の場合

先述のように、『図書館の自由に関する宣言』は、読書記録、貸出記録を利用者の高度なプライバシーとして保護することを国民に約束している。よって、読書記録の第三者への漏洩(本人に無断で貸出記録を開示すること)は許されないということになるが、全ての場合において利用者のプライバシーが保護されることを謳っているわけでもない。『図書館の自由に関する宣言』は、利用者のプライバシーが保護されないケースを想定しており、その例外として、「憲法第35条にもとづく令状を確認した場合」を挙げている。とすれば、学校図書館が抱える教育的利用への対応という問題についてもまた、以上のような考えをヒントとすることができるのではないだろうか。

『図書館の自由に関する宣言』に関する研究によると、外部への記録開示については、当事者(利用者と記録を求める外部の人物)、または図書館との利害関係を持たない第三機関(裁判所)による判断(憲法第35条に基づく令状の有無)と、必要最低限の範囲での記録提供がその要件と

して挙げられている¹⁵。憲法第 35 条にもとづく令状とは、人の身体、もの、住居など一定の場所について、押収すべき物、または身柄拘束すべき人を発見するために行われる強制処分の際して、裁判所が発する書面を意味する。図書館が利用者のプライバシーを保護しなければならないといっても、現実には、「公共の福祉」という立場からバランスをとらなければならないケースも存在する。しかし、図書館員は、個人のプライバシーを侵害してまで、その人物の記録を外部に提供する必然性があるか、ということ客観的に判断する立場にはない(能力がない)ため、その判断を裁判所という司法機関に任せる、という例外規定を設けているのである。学校図書館において、どうしても外部(クラス担任等の教員)へと貸出記録を提供しなければならないケースがあるとしても、現状のように、学校図書館員が安易にその必要性を判断したり、教員の判断に任せたりするのではなく、客観的な視点から、その必要性を判断できるような仕組みを構築する必要があると筆者は考えるのである。

もちろん、学校図書館活動においてこうした考えを適用する場合には、記録開示の可否について判断を行う第三機関をどのように位置づけるか、という問題が残される。『図書館の自由に関する宣言』をそのまま適用すれば、クラス担任からの記録要求のたびに裁判所の令状を求めることになるが、そうした対応はあまりにも非現実的である。学校教育においては、学校長の職制判断を仰ぐことも多いと思われるが、学校長は学内の人物であり、当事者に近い立場にいるという問題がある。本稿ではその具体案を提示することはできないが、貸出記録の開示は、学校図書館においては、知る自由だけでなく、学習権という基本的人権に関わる問題であるからこそ、現実的な問題を越えて、深い議論が必要であると筆者は考えている。

今回のインタビューを通じて多くの図書館員から聞かされた言葉は、学校図書館において、貸出記録を目的外に使用してはならないということは理念としては理解できても、実際に行動する場合の確固とした「よりどころがない」ということであった。ここで紹介した事例は沖縄県のものであるが、専任の学校図書館員が配置されてきた地域であるからこそ、様々な事例や図書館員の悩みを確認することができたのであって、図書館員が配置されてこなかった地域では、外部教員による貸出記録の無断閲覧や、読書内容による個人の内面評価といった事態は、特に問題視されることなく許されているのではないかという懸念もある。本発表が、学校図書館研究において、利用者のプライバシーを守り、読書の自由を保障するためのルール作りの必要性を提起する一助となることを期待したい。

謝辞

¹⁵ 1995 年の「地下鉄サリン事件」の際に、裁判所の令状を持参した捜査員によって国立国会図書館 53 万人分の来館記録が押収されている。この捜査は「サリンの製造法について書かれた本の利用者を調べる」という目的で行われたが、1 年間の来館記録(入館時に記入する氏名・連絡先等の文書)や全く関係ないテーマの資料についての複写記録なども押収されたと言われており、その捜査を全面的に受け入れた国立国会図書館への批判が集中した。以後、捜索令状の有無だけでなく、捜査に協力する範囲についても厳密に検討されなければならないと考えられるようになっている。

今回の石垣島調査では、学校図書館員の皆様、南島文化研究所の職員の皆様に様々な面でご協力いただいた。この場を借りて深くお礼申し上げたい。本研究は今後も調査を継続し、分析を深めていく予定であるが、調査協力を頂いた皆様への中間報告として、また、問題意識をより明確にし、共有することを目的として本稿をまとめることとした。(2005.02.20)